

「満州」における「からゆき」救済事業

— 益富政助と満州婦人救済会をめぐって (3) —

倉 橋 克 人

はじめに

- 一 満州に赴くまでの益富政助
- 二 「からゆき」との遭遇 (以上、本誌前々号)
- 三 大連教会の創立と満州婦人救済会
- 四 救済会の活動の実際
- 五 救世軍への事業の移管について (以上、本誌前号)
- 六 キリスト教の植民地行政との関わり

これまでに筆者は、満州婦人救済会が設立されるに至った歴史的な経緯と、活動の実際、及びその顛末について述べてきたが、本節では、救済会の働きをめぐる今一つの側面について考えてみたい。それは、先に引用した山室軍平の文章や、救済会の設立趣意書の中にも言及されていた、同会の働きと満州における植民地行政当局との親和的、な

いしは協調的な関係についてである。

もとより、益富らが、日本から満州の地に娼婦として送り込まれてくる女性たちを救済するには、先ずもって、彼女たちの身柄を保護し、時には、その過程で業者との間に起こるさまざまな軋轢や衝突を解決する必要に迫られた。その意味で、救済会の活動の展開に当たっては、設立の当初から、治安警察（一九〇六年九月以後は、関東都督府民生部警務課）との緊密な連携と協力関係が求められたし、また、事業の運営面で生じる諸問題についても、行政サイドからの支援は不可欠なものであった。そして、そうした場合に、日露戦争の中で展開された青年会同盟の軍隊慰勞事業の実績や、大連教会の信徒層が、主に日疋信亮を中心とした軍関係者によって占められていたことが、非常に有利に作用していたことは言うまでもない。けれども、その一方で、救済会の活動には、当の為政者側からも施策上の期待が寄せられていたのである。

一九〇五年一二月に、日本基督教會伝道局の貴山幸次郎が大連を訪問して、彼の指導によって、大連教会が創立の運びとなったことは既述したところであるが、教會の設立に尽力した貴山は、この間、短期間の滞在ながら、大連 hands 手俱樂部で千数百名の凱旋兵士と一般の居留民を対象にした講演活動を行なったり、旅順、大石橋、営口等にまで足を運んで視察をするなどして、忙しい日程をこなした。そして彼は、同月末に「内地」に戻るに際して、関東州民政署事務官の関屋貞三郎を表敬訪問している。おそらく、この時、貴山を関屋に引き合わせたのは日疋であろう。^⑧

関屋は、大連に着任するまでは、台湾総督府参事官、朝鮮総督府書記官を歴任していたが、貴山は、彼との懇談の模様を、後に、次のように披露している。

月末帰京に際して大連最初の民政署長関屋貞三郎氏（後に宮内次官）を訪うて挨拶を述べた所、同氏は明三九年九月よりは彌々

自由渡航を許す様にもなれば日本に理解同情ある宣教師を一名世話して貰へまいか。ロシアより没収した家屋は澤山在るから住宅は之を提供する、殊に見らるゝ通り戦時中何時の間にか九州邊から多くの醜業婦が入込み居るので、日本婦人を見れば支那人の苦力等まで皆之を冷笑侮辱するやうな有様であれば、来年より多くの家族達が来るやうになれば、嘸皆大に迷惑を感じることもならんとも思へば、其夫人が又編み物料理音楽英語等を教へて日本婦人の友となつて貰へれば非常に喜んで仕合せだと思ふから、一つ御骨折を願ひ度との懇請があつた(傍点引用者)。

この文章を通して、民政署側も、この時期、「からゆき」の急増にともなつて、満州に居留している日本人に対する悪評が広まっていることを憂慮していた様子が看取される。そうした観点から関屋は、満州における日本のキリスト教による伝道に期待を寄せて、貴山に対して、宣教師を派遣する旨の要請をしたのであつた。国内に戻つた貴山は、早速、こうした民政署からの督促に応じるべく、伝道局本部で協議して、当時、大阪で活動していた宣教師のトーマス・ウインを派遣することにした。⁽⁴⁰⁾ こうして、先に触れたように、翌〇六年九月のウインの大連教会の赴任が実現したのであつた。

周知のように、満州における日本の植民地経営の上で、最も重要な役割を果たすことになつた南満州鉄道株式会社(「満鉄」)の初代総裁に就いたのは後藤新平であつたが、彼が大連に着任したのは、この年の十一月三日のことであつた。この時、三度目の大連訪問を果たしていた貴山は、ウインを随伴して、総裁事務所の後藤を訪ねている。

その際に貴山は、後藤に対して「台湾に於けるが如く又満州に於ても我日本基督教會伝道局は率先して各地に教會を設け同胞教化に努めます」(傍点引用者)と述べて、ウインを紹介したところ、後藤の方は、「大に其勞を謝し多大の同情と敬意」を表明して、ウイン夫妻に対しては、「特別一年間通用の一等無賃乗車券を供与する厚遇を処し」、さ

らに貴山に向かつて、「台湾でも能くやつて貰つたが、満州にても大にやつて貰ひ度い。只我々が威壓迫する斗りではないから、君等宗教家が愛の手を伸して親善の道を能く示して貰ひ度い、会堂を建てる場合に出来るだけ建築材料など寄附したり或は安く拂下げる様にするから」と、宣教活動に協力する旨を約束したという。⁽¹⁰⁾ 後藤は、満鉄総裁に抜擢されるまでは、台湾総督府民政長官として、台湾における日本基督教会の伝道活動を支援していた経緯もあつて、満州の地でも、キリスト教が果たす役割に対して、少なからぬ期待を寄せていたのであろう。そして、これ以降、大連の日本人キリスト者は、新しい施設を建築する際には、敷地の無償貸与や資金の融通を受けるなどして、民政署、並びに満鉄サイドからの支援を、折りにつけ、仰いでゆくことになるのであつた。⁽¹¹⁾

それでは、こうした植民地行政当局側の、キリスト教に対する好意的な姿勢には、どのような背景があつたのであろうか。

先述したように、日露戦争が勃発すると、天皇制国家は、民衆の戦意昂揚と統後奉公の精神を鼓舞するために、国内の宗教勢力を利用することを考え、キリスト教も、率先して戦争協力の姿勢を示した。その際に日本政府は、殊にキリスト教に対しては特別の配慮を施して、それまでの態度を転換したのであつたが、その理由として考えられることは、戦争を遂行するためには、特に米英を中心とした国際的な理解と協力を、何としても取りつきたいという、外交上の思惑が働いていたものと思われる。

戦争が勃発した時点では、日本は、イギリスとは同盟関係にあつたので、イギリスからは、さまざまな支援を受けていたが、イギリスほどにははつきりとはしていなかつたものの、アメリカからも援助を受ける必要に迫られていた。日本政府は、何よりも戦費の調達には苦慮しており、それを、多額の戦債を国の内外で売却することで賄うしか、対処の方途はなかつたのである。そして、その公債の募集は、もっぱら英米市場を中心とした外貨に依存していたので、

こうした政治的な思惑からして、日本にとって両国との親善関係の樹立は、まさに死活問題であった。⁽⁶⁴⁾そして、このことは、単に政府間の外交上の課題であるに留まらずに、民間レベルにまで及ぶものでなければならなかった。その際に、特に英米両国が、プロテスタント系の「キリスト教国」であることが、改めて注目されることとなった。というのは、この時期、ロシア側の宣伝によって、この戦争を「白色人種」対「黄色人種」、かつ「キリスト教国」対「異教国」の闘争といった対立軸でとらえる黄禍論 (the Yellow Peril, die Gelbe Gefahr) が俄かに台頭し、英米両国の国民感情の中にも、それが急速に浸透しつつあったからである。

こうした国際情勢の変化を敏感に察知した日本政府は、この戦争が、人種戦でも異教間の対立抗争でもないことを、内外に宣揚する必要に迫られた。このことは、開戦時の方針を決定した一九〇三年二月三〇日の閣議決定で、特に「恐黄熱の再燃を防ぐこと」が最重要な項目の一つとして挙げられていることによっても示されている。⁽⁶⁵⁾さらに、宣戦布告の直後に内務大臣は、各府県知事宛に、特に管下のロシア人を保護するように通達し、また、文部省も訓令を發布して、「今や露国ト事ヲ構フルモ、固ト是レ平和ヲ永遠ニ克服スルガ為メナレバ、学生生徒ガ客氣ニ駆ラレ露国民ニ対シテ嘲罵ヲ逞クシ、延キテ他ノ外国民ニマデ悪感ヲ懷カシムルガ如キコトナカラシムハ子女ノ教育上最モ注意ヲ要スル所ナリ」と、日本国内における外国人に対する排斥を戒めていることも、同様の懸念からであった。

これまたよく知られるように、日本政府は、開戦に先だって、イギリスに末松謙澄を、そしてアメリカには金子堅太郎を、両国の国民世論を親日的なものに誘導する目的で派遣したが、この二人の外交上の使命は、現地の公使と連携して、白人国の共同干渉を防止するために、白人至上主義に立つ黄禍論の台頭を何とか鎮静化させることにあった。末松は、三月一三日にイギリスに到着するや、各地で精力的に講演活動を展開して、日英同盟が、日本とイギリスの双方に国益をもたらしていることを強調するとともに、日本の「近代化」の実現の過程が、西欧式の観念や方法の導

入があつてこそ、はじめて可能であつたことを力説した。そして、その際に彼は、特に「信教の自由」の問題をめぐつて、キリスト者であつた衆議院議長の片岡健吉の臨終の例などを引き合いに出して、日本人は、キリスト教に対しては寛容な姿勢で臨んでゐると弁明することで、西欧世界に根強い「日本異文化論」や「異教徒論」を牽制してゐる。⁽¹⁰⁾

こうした中で、日本のキリスト教、殊にプロテスタントの陣営が、いち早くこの戦争を支持して、協力する態度を鮮明にしたことは、政府当局の側からしてみれば、まことに好都合であつた。なぜならば、このことによつて、この戦争をめぐつて惹起してゐた、日本が「キリスト教国」であるか否かといった二分法による対立的な構図は、完全に払拭されないまでも、当面は、緩和される可能性が生まれたからである。⁽¹¹⁾ しかも、青年会同盟のような、欧米世界においても幅広い組織的な基盤を有する運動団体が、自ら率先して戦争協力の姿勢を示してくれるとなれば、それは、恰好のプロパガンダ的な利用価値をもつ結果ともなり、その際の事業規模の大小などは、さしたる問題ではなかつた。同盟の軍隊慰勞部の活動にあつては、日本政府ばかりではなく、民間企業からも、物資の搬送をはじめ、さまざまに便宜供与がなされたが、⁽¹²⁾ 一九〇五年五月六日に同盟の軍隊慰問事業に対して、皇室から一〇、〇〇〇円の下賜が行なわれたのも、そのためであつた。⁽¹³⁾ ちなみに、この皇室からの下賜金の受領には、江原素六が宮内省に赴いたが、その際に彼は、同盟の名譽主事でもあつたアメリカ公使館訳官のR・S・ミラーを随伴してゐる。⁽¹⁴⁾

この皇室からの下賜金の授与は、この前年に、岡山孤児院に対して宮内省から特別下賜金の二、〇〇〇円が付与されたのとあわせて、⁽¹⁵⁾ 日本のキリスト教の事業活動に対して皇室が公に下賜金を供した最初のものであつたが、この出来事は、当の同盟ばかりでなく、キリスト教界にも大きな驚きと歓喜をもたらした。たとえば、『基督教世界』は、この下賜金をめぐつて、「啻に青年会に取りて光榮の至りなるのみならず、我が日本の基督教会の歴史に特筆大書すべき出来事として、吾人誠に慶賀の念に堪へざるなり。(中略)これ誠に我聖上、皇后両陛下が恩徳治くして洩さ

る所なき大御心の致す所なりとは云へ、基督教が其根蒂を深く我國民の間に扶植したる好適證として吾人は益々我教界の前途に多大の望を嘱せざるを得ざるなり」と述べ、また、日本メソジスト教会の機関紙『護教』も、「今回皇室が基督教徒の事業を嘉賞せられて金円を下賜せられたる」ことよつて、爾來、日本國民がキリスト教に対して抱いていた「我國体と容れざる者」とする「猜疑」や「迷想」も払拭されたとして、「実に我輩の欣喜に堪えざる所にして、伝道の前途に向て祝賀せざる可らず」と、手放しの歡迎の意思を表明している。⁽¹⁶⁾

また、一九〇五年四、五の両月に、パリ、及びオランダのザイストで開催された基督教青年会同盟万国大会と学生基督教青年会同盟万国大会には、日本を代表して、本多庸一と井深梶之助が、G・フィッシャー、五來欣造とともに出席したが、その際に彼らは、欧米のキリスト教關係者に向かつて、日本の戦争参加の正当性を弁明する役割を演じている。これは、桂首相や小村寿太郎外相からの特別の要請を受けたものであつて、このために日本政府は、彼らに対して「義戦宣伝民間使節」の資格を付与するとともに、洋行に必要な経費として補助金まで支給し、在外の公使館や領事館に対しても、彼らの働きに対しては適當な便宜を図るよう指示することを確約したといふ。⁽¹⁷⁾ 以上のような、政府側のキリスト教に対する対外的な配慮と期待が、戦後の満州における植民地経営においても寄せられていたことは、想像に難くない。外務省の管轄下に置かれていた民政署当局による在満キリスト者に対するさまざまなサポートも、そうした思惑が働いていたものと考えられる。

さらに、一九〇六年四月には、満州軍総參謀長から同盟に対して、軍隊慰藉に努めたことに対して感謝状が送られるとともに、関東州都督府からも「銀一千元」の寄付金が贈呈されている。それ以外にも、同盟の軍隊慰勞事業に対して、「各地の兵站司令官、軍政署長病院長等より、陸軍各階級の將士」たちからも同様の感謝状が相次いで寄せられたといふ⁽¹⁸⁾、さらに、五月一六日には、寺内正毅陸軍大臣から同盟委員長の本多庸一に対して、「野戦軍の北進に伴

ふ戦域の拡張と共に該慰問部は韓国及満州各地に設置するに到り其數十有壹箇所に及び此の間多大の経費と労力を費し各種の方法に於て遠征将卒の無聊を慰藉し其事業の有益にして而かも且つ実施の完全なりしは出征日本軍部の等しく現認する所にして其慈恵に浴したる将卒は深く肝銘感謝しつゝ、ある」⁽¹⁰⁾との感謝状が呈されてもいる。

このようにして、天皇制支配層は、同盟の、日露戦争における戦時協力に報いたのであつたが、これに対して、一方の同盟側は、その恩恵に感謝するとともに、自分たちの働きの有用性が、天皇制国家から公然とした形で認知されたとの自負を抱いて、この年の七月一五日には、神田青年会館内に東京軍人青年会を創設するとともに、軍人娯楽所を設置して、占領地と同様の事業を、国内でも展開してゆくのであつた。⁽¹¹⁾また、同月二七日に開催された第二回総会では、憲法を改正して、新たに陸海軍青年会部が設置されてもいる。⁽¹²⁾

ところで、戦争が終結した後も日本は、占領地における軍政の継続を図り、在留する日本の官民が、あたかも「征服者」のような横柄な態度を重ねたことは、⁽¹³⁾満州の門戸開放を要求する欧米列国からの非難を招き、他方で、軍政の継続に抗議していた清国政府はもとより、中国民衆の日本人に対する反感は根深いものがあつた。⁽¹⁴⁾この時期に奉天で活動していたスコットランド出身の医療宣教師のデュガルト・クリステイは、後年になって、次のように回顧している。

(前略) 戦争の恐怖と艱難の後で支那人が息をつき始めた時に、一般的に幻滅と苦い失望との感じがあつた。この前の戦争の時に於ける日本軍の正義と仁慈が謳歌され、凡ての放埒は忘れられてゐた。戦勝者が満洲の農民と永久的友誼を結ぶべき一大機会であつた。(中略) 然るに日本人指導者と高官の目指した所は何であるにもせよ、普通の日本兵士並びに満洲に来た一般人民は此の地位を認識する能力がなかつた。一、大国民を打ち負かした、日本は優秀最高だ、支那は無視すべし、かういう頭で、彼等は救ひ主としてではなく、勝利者として来り、支那人をば被征服民として軽侮の念を以て取扱つた。平和になると共に、日本国民中の最も低級な、

最も望ましくない部分の群衆が入つて来た。支那人は引きつづいて前通り、苦しみ、失望は彼等の憤懣をますます強からしめた。戦争が終つた今、居残つた多くの低級な普通民から、引きつづき不正と搾取を受ける理由を彼等は解しなかつた。(中略)かくして一般の人心に、日本人に対する不幸なる嫌悪、彼等の動機に対する猜疑、彼等と事を共にするを好まぬ傾向が、増え且つ燃えた。これらの感情は、これを根絶することが困難である(傍点引用者)。⁽⁹⁾

これに続いてクリステイは、「かくして一般の人心に、日本人に対する不幸なる嫌悪、彼等の動機に対する猜疑、彼等と事を共にするを好まぬ傾向が、増え且つ燃えた。これらの感情は、これを根絶することが困難である」と述べている。このような中国人民衆の排日的気運の台頭に直面していた日本政府にとっては、戦後になつて、占領地内で日本の売春業者が跋扈して、多くの日本人娼婦が無原則に流入してくることは、居留している日本人社会の風紀を攪乱させるばかりではなく、日本の対満政策に対する国際的な批判が高まることにもつながりかねなかつた。⁽¹⁰⁾ それゆえに、事態の悪化をできるだけ回避して、満州における占領行政を正当化するためにも、日本人による売娼行為は、統制と管理の対象にならざるを得なかつたのである。⁽¹¹⁾ 既述したように、大連教会が創立された時期に、関東総督府によつて逢坂町遊廓が設置されたが、⁽¹²⁾ そこには、こうした外交上の施策的な意味合いも勘案されていたものと思われる。換言すれば、この時期には、「一等国」の「臣民」たる日本人居留社会の「浄化」が求められる段階に入つたのであつて、⁽¹³⁾ そうした観点からすれば、もはや「からゆき」のような存在は、「帝国日本」の体面を汚す障碍でしかなかつたのである。⁽¹⁴⁾ ここに、「からゆき」をめぐる国辱論が、急速に増幅されるとともに、この時期になつて、内外で「密航婦」に対する取締りが強化されていった背景があり、民政署当局が、救済会の活動に対して、すこぶる好意的な態度を示した理由もあつたと言えよう。

さらに、もう一つのことを指摘しておかなければならない。先に述べたように、一九〇六年一二月に逢坂町遊廓が設置されたことは、大連においても公娼制度が導入され、それによって、占領地における居留日本人の買売春をめぐる一元的な管理体制が確立されてゆくことを物語るものであった。だが、このことはまた、そうした制度の埒外に置かれることになった私娼たちに対しては、非合法の存在として、官憲当局が取締りの対象として摘発し、排除することをも意味していた。言い換えれば、植民地行政にとって、性病の蔓延を防止するためにも、性病検査（検黴）を受けていない私娼の存在は由々しいものであって、この点においても、彼女たちの撲滅に神経をとがらせていた民政署当局が、キリスト者による救済活動に協力する理由もあったのである。教会員の中に軍の関係者が多かった大連教会によって、性病治療を目的の一つに掲げて基督教慈善病院が設立されたのも、そうした施策上の必要に促がされたものであったのであり、事実、この病院は、以後、大連の民政行政の後援を受ける形で、救世軍の婦人救済所とともに、「誠に関東洲に於ける慈善事業の双璧といふべく憐憫む可き人々の福音として永く維持せしめ度きものなり」とまで、称えられていったのである。

七 益富の娼婦救済思想をめぐって

以上、筆者は、日露戦争における日本のキリスト教の動向を、益富らによって設立された満州婦人救済会と、この時期における満州をめぐる教界の宣教活動を軸に辿ってきたが、この戦争以降、天皇制国家は、朝鮮半島、ならびに満州におけるさまざまな権益を獲得して、それらの地域で植民地統治政策を断行してゆくこととなる。

けれども、その一方で、この戦争は、約一七億四、六四二万円という莫大な戦費を使い果たし、約一〇八万人にも

及んだ出征兵士のうち、戦死傷者が二二万七、〇〇〇名にもほる甚大な犠牲を国民に強いるものであった。その上、民衆は、戦争遂行の名目で、相次いで増税を課されたばかりか、国債の購入も強制され、さらに物価の高騰によって、生活基盤は逼迫の度を増し加え、都市には多くの失業者が溢れていった。⁽¹⁸⁾ また、戦時中、戦争に駆り出された兵士たちの留守家族は、それまで一家の柱石であった男たちを戦地に送り出したことで生計の手だてを失い、塗炭の苦しみに追いつめられた。日本政府は、こうした事態を緩和するために、一九〇四年四月四日に「下士卒家族救助令」（勅令第九四号）を公布して、問題に対応しようとしたが、それも有名無実なものでしかなく、結局は、民衆側の「隣保相扶」の自助努力に依存せざるを得なかった。そして、戦後、多くの遺家族や、廃兵を抱えることになった家族の生活は、一層、困難を極めてゆくこととなり、⁽¹⁹⁾ 殊に農村社会の疲弊と貧窮の度は著しく進み、⁽²⁰⁾ そのため、多くの娘たちが、家族の前借金や口減らしのために、各地の遊廓に身売りされていたのである。⁽²¹⁾ これが、この戦争に勝利して、「東洋の大国」になったと酔いしれる天皇制国家の、偽らざる現実の姿であった。

そうした中で一九〇五年九月五日に起こった日比谷焼打ち事件は、右記のような、戦争をめぐる民衆の不満と怨嗟が噴出した都市騷擾であったが、天皇制支配層は、こうした国内の矛盾を対外的に転嫁するために、これ以降、なお一層、軍需優先政策を推し進めるとともに、海外の植民地、特に朝鮮半島と中国東北部における開拓経営を重視して、日本人の海外移殖を奨励してゆくことになる。⁽²²⁾ けれども、このことは、その裏面で、多くの貧しい女性たちが、「からゆき」として、国外に送り込まれるのと重層するものであった。

かくして、日本の公娼制度が、一九〇五年以後、満州においても本格的に導入されることとなって、营口、大連、旅順といった開港地ばかりではなく、鉄道附属地であった遼陽、奉天、鉄嶺、長春、ハルビン、チチハルといった内陸地にも日本人が経営する遊廓が相次いで築造されてゆくと、その結果、満州は、最大にして、最も長期にわたる、「か

らゆき」の吸収地となってゆくのであった。⁽²⁰⁾ ちなみに山室軍平は、一九一〇年代における中国大陸に在留している日本人娼婦の数が一万六、四二四名にものぼり、そのうち関東州は、八、三八八名であったと報告している。⁽²⁰⁾

こうした過程で、短期間ながらも、益富らによって取り組まれた「からゆき」に対する救済事業は、かかる日本政府による満州における売娼政策の、初期段階の一面を描くものであった。けれども、前節で詳述したように、彼らの働きは、戦争の遂行をめぐる日本政府の対外政策や、戦後の占領地における経営方針とは決して無縁ではなく、殊に、関東民政署の後ろ盾があつてこそ可能だったのであつて、また、益富らが従事した同盟の軍隊慰労事業にせよ、救済会の運営に尽力した大連教会の信徒たちによせよ、さらに、救済会の働きを引き継いだ救世軍にしても、日本政府による軍事侵攻や植民地統治については基本的に首肯し、その前提の上で、自らの活動を展望していた点では、変わるどころはなかつた。⁽²⁰⁾

なるほど、彼らの視界には、「内地」から満州に渡つていった在留日本人や日本軍兵士たちの道徳的な悪弊については、問題意識として入つてはいる。けれども、自国の対外戦略そのものの欺瞞と侵略性については、ついで批判的な視点を持つには到らなかつた。彼らは、先の救済会の設立趣意書にも謳われているように、自国の植民地政策の「誤謬」と「欠陥」を矯正するといった、ナシヨナリスティックな義憤に立脚していたのであつて、それは、これまで述べてきたように、戦争が終結して、その後、軍政から民政へと統治形態が移行してゆく中で、占領地における戦後経営を円滑に推し進め、居留日本人の「良民社会」の形成を課題としていた民政署側の意向とも合致するものであつた。⁽²⁰⁾ そしてこのことは、彼らが、自分たちが救済の対象とした日本人娼婦以外の、中国人、朝鮮人娼婦の問題については、ほとんど関心を寄せることがなかつたことも、無関係ではないように思われる。それとともに、彼らが、買売春に関わる男性側の「買う性」の問題について、ほとんど批判していない点も、運動の限界として指摘されなければ

ばならない。

だが、そうは言っても、益富らが献身的に携わった、「からゆき」に対する救済活動の素志そのものをも懐疑することは、やはり酷であろう。彼女たちの救済と更生の現場に、日々、立ち会うこととなった彼らは、そのことだけで精一杯であったし、活動資金のほとんどが篤志者の善意によって支えられていた事業の財政基盤にあっては、運営上の難儀も少なくなかったと思われる。また、彼らが示した、苦界に喘いでいた女性たちに対する同情と憐憫の気持ちは純然たるものであったし、そこに自国の罪業を認めたことは、改めて述べるまでもない。益富は、次のように嘆じている。

嗚呼墮落は実に難いものである。人は只一概に醜業婦ウツヤクとさげすむ。然し処女が全く醜業婦ウツヤクと化する迄にはどれだけの苦き杯を飲み、如何計りの重き十字架を負ふか知れない。余は之を思ふ度に娼婦に対する世人の態度の餘りに冷淡なるを口惜しく思ふ。貞操に關して最も峻厳なる法律を設けたモーセすらも「強いて之を犯すあらば、其男のみを殺すべし……女は死に當る罪なし（中略）」といつて居るのに、世間は彼を殺さずにはおかぬ。イヤ世間は許す。然し所謂クリスチャンは之を赦さぬ。（中略）借問す。主キリストが、サマリヤの婦、マグナラのマリヤにすら満腔の同情と愛を濺ぎ玉ひしは、只二千年前の夢であつたのか。⁽²⁾

こうした益富の至情は、本稿の冒頭で言及した、一九一一年四月に起こった吉原遊廓全廢運動で行なわれた演説の中にも横溢している。益富によれば、「からゆき」たちは、何よりも「生活問題の罹災者」なのであって、「黒鉄の檻の中に殆んど動物園に飼はれたる獣の如く生活し、人間と生まれながら一種異りたる種族でもあるやうに、甚だしい輕蔑を受けて彼の暗黒なる社会に尊い娘の時代を過すといふことは、面白半分にできる」ことではなく、彼女たち

は、「生活問題の圧迫からイヤ／＼ながら今日の境遇に押し落とされたもの」であり、困窮した自分の家族のために「自害をしたと断念^{あきら}めて（中略）自分一人死ねば一家数人が助かる」、「潔く一身を棄て親兄弟を救はねばならぬ」との痛切な自己犠牲の思いから、「一身を苦界に沈めるより外に道」がなかった女性たちであった。⁽²⁶⁾

さらに、救済活動の実際に携わって、「からゆき」たちと日常的に接した経験を持つ益富からしてみれば、彼女たちの多くは、そのような「生活問題の罹災者」であったばかりではなく、「図らずも窃盜に逢ひ、詐欺に罹り、或は強盜に脅かされたといふ意味」における被害者であり、犠牲者でもあった。周旋業者たちは、生活に窮する一家に若い娘がいると聞きつければ、「忽ち之を臭ぎ付けて其弱味につけ入り、種々因果を説き聞かした上」で、「蘇秦張儀」の甘言をもって、娘たちの未熟な心理を翻弄した。かくして、「生活に疲れ労働に疲れ、一家の災難の思ひ煩ひに疲れ切つたる」女性たちは、「茲に到頭其蜜に罹つて了ひ」、「恰も牛の屠場に行くが如く、鳥の速かに係蹄に入りて其生命を喪ふに至るを知らざる如く」、「其身を内心夜叉の如く、外面仏の如き悪漢の手に委ねる」こととなる。そうして、それら業者の詐術にかかった娘たちは、最初は楼主に重宝がられているように見えながらも、その実、楼主たちは「忽ち隠したる牙を現はして、自らが腐つた腹を肥さんが為めに、有ゆる虐待を恣ま、にし、牛馬の如くに人の子を弄ぶ」のであって、彼女たちは決して、「自ら好んで其苦界に沈んで居る訳」ではなかったのである。

こうして、娼婦たちが強いられた薄幸な境涯に、ひたすら寄り添おうとする益富は、「日夜彼等の小さき胸を圧迫して居る問題」、「実に泣いて血を吐く暗黒、切なる思ひ煩ひに命を締めつ、ある」現実から、何とかして彼女たちを解き放つべく、次のように愁訴してやまない。そこには、「基督が『夫れ天の父は其日を善きものにも悪しきものにも照し給ふ』と宣ふて、神の愛を示し給ふた。其日、禽獸蟲魚草木に至るまでも均しく其恩恵に与ることが出来る其太陽の光線にすらも、思ふやうに触る、ことが出来ない彼等の境遇は、決して物好きに出来るものではない。」⁽²⁶⁾との、

キリスト教信仰に基づく平等観が脈打っていた。

(前略) 世には自分の道楽の為に先祖累代の遺産を使ひ尽して、貧窮に陥つたものもあり、或は自分の不心得からして、人の軒端に立たねばならぬやうな羽目に落ちて居るものもある。或は身体も達者で人並に稼げば稼げるけれども、生来の惰けもので、勤勞を厭ひ、或は多少の稼ぎ賃を手にしても、皆酒や博奕の為に使ひ果して困窮して居るものもある。さういふ類の窮民ですらも救ふが必要である。之を助けるが人情であり、之が始末を着けてやるのが現代の要求であるとすれば、自らの為めにあらず、人の為めに苦界に沈み、自分の道楽や自らの不心得の為めではなくて、親兄弟を助け、一家を救はんとする犠牲的精神からして、日頃悲嘆に泣いて居る処のものは、これこそ実に救済を要する候補者の第一、最も先きに助けを与へなければならぬものではあるまいか。(中略) 実には外は燦い許の大夏高樓も、内は暗黒の世界である。表面歌舞音絃絃の陽気なる若も、裏面は血の悲哀に満て居る。諸君よ諸君は心の耳に彼処に泣叫ぶ悲愴の声を聞き給はざるか。万斛の血涙を流しつゝある、うめきの声を諸君は聞き玉はざるか。ア、瀕死の罹災者の声が諸君の胸に響かないか(後略)。(註)

かくして、この演説は、益富の娼婦たちに対する救済への熱誠が奔出し、多くの聴衆に深い感銘を与え、歴代の娼娼演説の中でも、不朽の価値を有するものになったのであったが、後年になって益富は、自分が満州において「からゆき」の救済事業に挺身するようになった動機について、次のように振り返っている。

私は日露戦争が終つたと同時に遼陽を去つて大連に來た。そして大連に於ては遼陽に於てよりも更に婦人救済事業の必要を感じた。私は当時三十歳未滿の独身の男子であつたが、淪落の女、相手の働きや、世間にいろ／＼の噂を立てられる恐れある事柄に、

まんざら無頓着ではなかつた。そして『若し主イエスキリストが今この満洲におゐてであつたなら此の有様を見て何とされるであらう』と考へて見る時、キリストが此の気の毒な人達に道徳的には罪から罪へ、肉体的には病から病へと、深く沈み行くこれ等の人々の有様を、このまま放任されやうとはどうしても思はれなかつた。そこで私は、一切の毀譽褒貶を度外にして立ち上がらざるを得なかつたのである(傍点引用者)。

むすびにかえて

さて、筆者は、本稿の「はじめに」において、益富が、当時、日本社会を覆い尽くしていた、娼婦に対する「醜業婦」といった蔑称の使用に対して異議を唱えたことについて触れて、その理由として、彼自身が、満洲の地で「からゆき」の救済活動に携わつた経験からして、どうしても、彼女たちの存在を排斥したり、貶めることができなかつたことを挙げた。さらに、幼少期から貧窮した暮らしの中で生育した益富からすれば、自分と同じような生活の困窮にあえいでいる農村の家族が、自分の娘たちを身売りさせざるを得ない状況に追いつめられていることに対して、共感もせず、娼婦たちの存在を一方向的に断罪している、当時の多くの娼娼運動家たちの高踏的な態度に対しても、承服できないものを感じていたのではなからうか。益富の次の言葉は、そのことを示している。

(前略) 諸君、彼等はそも／＼何が故に今日の境遇に陥つたのであるか。私は思ふ、若しも諸君が彼等の履歴をお調べになり、其今日の運命を生むに至つた道程を御承知になりますと、諸君は必ずや此れが、為めに同情の涙を濺ぎ給ふであらう。言ふ迄もなく、彼等とても生れながらにして醜業婦ではなかつたのである。小さな可愛い口に母の乳房を啣えて、スヤ／＼と母親の温かき懷に眠つて

居た時代の彼等の顔には、他のそれと同じく天の使の姿を宿して居たのである。段々生長して漸く歩行が出来る頃の彼等は矢張り無邪気にして可愛い赤児であつた。五歳六歳七歳八歳頃の彼等と同じく天真爛漫たる子供であつた。諸君よ、麦にしても米にしても、其萌出でたる土地の肥えたる土地であるか瘠せたる土地であるかによつて、或は青々と幹も太く、勢よく育つのもあり、或は幹も葉も瘠せ衰へて見るも哀れな姿になるもある。人間も亦斯の如し。若し彼等をして諸君と御同様幸福なる家に生れしめ、お下げに美しいリボンを着けさせて小学校に送り、紫の袴を穿かせ高い月謝を沸つて高等女学校に送らるゝ、といふやうな幸福なる境遇に置かれたならば、何を苦しんでか、世にも卑しむべき娼妓に迄身を落しませうぞ(傍点引用者)⁽²⁰⁾

筆者はここに、一個のキリスト者としての益富の、まっとうな人間の感性を見る思いがする。しかし、理由は、それほどばかりではなかつた。それは、彼が抱懐している天皇制意識と、娼婦たちの救済をめぐる彼の思想的な関連についてである。最後に、この点をめぐつて、益富が行なつた演説の中で提起されているもう一つの問題について論じておきたい。

もとより、益富もまた、当時の他のキリスト者と同様に、尊皇意識の呪縛から自由ではなかつた⁽²¹⁾。たとえば、この演説の中で彼は、日露戦争後の経済的疲弊で多くの民衆が困窮していた現状に対して、その救済策の一環として、この年の二月に「施薬救療ノ勅語」が渙発され、天皇より内帑金一五〇万円が下賜されたことについて触れ、「至仁至愛なる、天皇陛下は、夙に窮民の上に大御心を注がせられ、夥しい内帑金を出して之が救済に充てよとの御言葉。それに就て聞き傳へる處によれば、この御下賜金を基礎として、茲に三千万円の救済資金を拵へることに、貴顕富豪の士が奔走して居らるゝといふことである。誠に難有い事である」と、天皇の慈恵を手放しで礼賛していることにも示

されている。⁽²³⁾その上で彼は、日本の娼婦たちは、「憎むべき醜業婦」^{ウツクモノノメノメ}、「排斥すべき悪き女」ではなく、「憐むべき弱き婦人」であると主張して、次のように訴えている。

恐れ多いことであるが、吾が今上皇帝陛下は民を以て我赤子なりと宣ひ「天下億兆一人にても其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事朕自ら心骨を勞し、心志を苦しめ、艱難の先の立ち」と宣ふて居る。実に彼等も亦陛下の赤子である。陛下の赤子が彼處で苦しんで居るのである。悲しんで居るのである。泣き叫んで居るのである。助けを呼んで居るのである。救を求めて居るのである。どうして之を見殺しにすることが出来やうか。之れ吾輩が博愛に慈なる満堂の諸君の御助力を仰がんとする所以であります(傍点引用者)⁽²⁴⁾

ここで益富が提起している問題は、日本の国民はすべて、「陛下の赤子」であるとする一君万民論に立つ平等主義であつて、娼婦たちもまた、その原則に与り得る資格を持っているというのである。つまり、益富からすれば、もしもこの平等の原理が、国民全体に貫徹されないのであれば、かの「五箇条の御誓文」に謳われた国是などは、空疎な幻想でしかなく、近代天皇制が掲げる国家の理想は、不条理極まりないものになつてしまふことになる。こうした認識は、この益富ばかりではなく、廓清会顧問の大隈重信にも共通したものであつた。大隈は、次のように述べている。

畏れ多くも王政維新の際、天皇陛下の御宸翰がある。(中略)即ち陛下は国民の中にも其處を得ざるものあるを憂へさせ給ふのである。然るに一人どころではない。東京だけにても数千人(醜業を営む者)からあるといふではないか。彼等は果たして其の處を得て居ると思ふか、(中略)然らば則ち公娼制度の弊害を此儘にして置くならば、第一陛下が皇祖皇宗に誓はせ玉ふた御宸翰の御

趣旨に背いてゐる。陛下は国民を愛し御いになる。畏れ多くも陛下が朕が親愛なる国民と仰せられた中には、華族も平民も、富める者も貧しき者も、女も男も皆含んで居る。五千万の人民に対して悉く一視同仁である。皆朕が赤子なりと思召してお出でになるのである。(後略) (傍点引用者)^(註)

したがって、このような天皇を頂点とした「一視同仁」の建前からすれば、娼婦たちを「醜業婦」と蔑視することは、他ならぬ「陛下」の「御趣旨」に背反する結果にならざるを得ない。益富が、当時、日本社会を支配していた「醜業婦」観に対して異議を呈し得たのも、一面で、こうした、天皇を中心とした融和主義的な平等意識に根ざしたものであつて、ある意味では、その後、台頭することになった民本主義的な思潮を予兆するものであつたと言えなくもない。

しかし、このような、娼婦たちに向けられた貶視に対して一定の批判的な立場を堅持し得た益富にしても、このわずか四年後の一九一五年一月の「大正大礼」に際して展開された「奉祝行事の公会席上への醜業婦臨席禁止」を求める請願運動では、「芸妓も亦国民の一部なり」との主張に対して、次のような反駁を加えているのは、まことに皮肉としか言いようがなく、天皇制イデオロギーの浸透の無惨を見る思いがする。彼は言う。「我等は此不潔不淨、非社会的、非国民不忠不義の輩を以て国民の一部なりとせねばならぬであらうか我等は寧ろ善良なる国民の名誉のために、彼等より国民の一部てふ権利を奪ひ度い心地がする。要するに彼等にして若し真に誠心誠意此尊嚴なる御大典を祝し奉らんとの善き志があるならば、彼等は其何をなすべきかを考ふるよりも何をなさざるべからざるかを考ふるが先決問題である。即ち先づ、其不潔不淨非社会的非国民的の家業を廢業せよ。それが即ち何をなすよりも誠意なる奉祝の方法であり陛下の大御心にも叶ふ忠良なる臣民の道である」(傍点引用者)^(註)と。

付言ながら、これ以後の益富の足跡を簡単に辿つておくと、彼は、鉄道青年会や廓清会の活動に献身的に関わる一

方で、鉄道関係の公傷者の再教育事業や、殉職者の遺家族に対する保護事業にも携わり、それとともに、大阪、東京、名古屋における授産事業にも関わって、社会事業家としての手腕を発揮することとなる。また、彼は、第一次世界大戦が勃発すると、一九一七年八月には、日正に引率されて、山本邦之助、菅儀一とともに、同盟から連合軍慰問使として西部戦線に派遣され、イギリスやフランス各地で兵士たちの慰問活動を行なっている。^(註)さらに、一九二四年七月に設立された同潤啓成社には、その理事、及び教育部長に就いて、職業再教育事業にも尽力した。^(註)

その後、時期的には下って、益富は、一九四〇年九月に、渡瀬常吉によって「大東亜の伝道戦線に献身する男女の伝道者を養成すること」を目的に設立された興亜神学院では、講師の一人として名を連ねている。ちなみに、同学院の顧問には、牧野虎次、阿部義宗とともに、日正も就いており、彼の満州に対する伝道の意欲が並々ならぬものであったことを窺わせる。^(註)また、益富は、この翌四一年九月に『国体の本義』の姉妹編として刊行された文部省教学局編纂『臣民の道』の註解書を著わして（鉄道青年会刊）、皇国精神の普及に努めるのであった。

注

(158) 後に関屋は、占領後の大連における都市建設計画をめぐって、日正信亮との親密な協力関係について、次のように回顧している。「(前略)大連の仕事は民政の方がやりましたが、然しもう陸海軍の協力がなかつたならば出来なかつた、水道なり電気と云ふ方面は海軍の方でやり、その方の外面は、土地の問題なんかは陸軍の関係のものがあるし、殊に金がない大連の民政署と云ふものは陸軍から金を出して貰つた、当時参謀長神尾少将、その下に木下中佐でしたか、それから只今司令官であられる南少佐と云ふ人が居りまして、経理部長として辻村一等主計、只今主計総監になりましたが、満洲軍倉庫長としては日正三等主計だったが、今は主計監になつたが、さう云ふ人が居つてその人達が極端に援助して呉れた、それですから軍との関係に於て私共は何も不快なことはない。始終厄介になる許りで、此方から色々なことを云へば聞いて呉れる、と云ふのもう一つも間に衝突すると云ふやうなことがなしに、全く私の居る間に幾らか民政に関する仕事が出来

たと云ふのは陸海軍の援助が非常に多かつた(後略)」(前出、井上編『大連市史』二九七―二九八頁)。

(159) 前出、「北支及満州伝道開始顛末略記(貴山生)」

(160) 「ウキン老博士逝く」(『福音新報』第一八四九号、一九三二・二一九)。S・R・ブラウンの甥に当たるウインは、アメリカ北長老教会から、一八七七年一月に日本に派遣され、横浜のJ・H・バラの私塾で二年間教鞭を取った後、七九年

一〇月に、J・ヘボンの推薦で石川県中等師範学校の英語教師として金沢に赴任し、八一年五月に金沢教会を創立した。次いで彼は、八六年に殿町教会、富山教会(仮称)を設立し、以降、金沢在住の一九九年の期間に、小松、大聖寺、七尾、高岡、石動などの周辺地域まで伝道の範囲を広げて、北陸伝道の端緒を開拓した(『金沢教会百年史』日本基督教団金沢教会、一九八一、四一―六頁)。その一方で彼は、八三年には男子校の愛真学校(北陸英和学校)を創設するとともに、貧困層に対する救済活動にも取り組んで、九二年にはウイン孤児院を開設している。また、彼の伴侶のイライザは、メリー・ヘツセルとともに、八三年九月に金沢女学校を、次いで翌八六年には英和幼稚園を創設する一方で、婦人会活動にも熱心に関わって、西洋料理、洋裁、器楽の技法などを地域の女性たちに教授している。その後、九七年六月にウインは、休養のために帰米したが、翌九八年九月に日本に戻ってくると、翌一〇月に大阪に転任し、大阪基督教青年会でバイブルクラスを受け持つとともに、大阪南教会を拠点として、堺、柏原、篠山等の阪南地域の伝道にも従事した。ウイン夫妻の満州派遣は、こうした二人の多面的な働きを評価してのことと思われる。なお、大連教会側の日疋は、宣教師の選定にあたって、当初、同盟の軍隊慰問使として渡満した経緯もあるJ・G・ダンロップを招聘する意向を抱いていたようであるが、承諾が得られず、結局、貴山が伝道局理事長の植村正久と検討した結果、最終的に、ウインを派遣することが決定された(中沢正七編『日本の使徒トマス・ウイン伝』(長崎書店、一九三三)、改訂第四版、金沢教会長老会、二〇〇五、一一二頁)。

(161) ウイン夫妻が渡満するにあたって、大連民生署長の関屋から、一年間無償で住宅を提供する旨の通知が届いたという(梅

染信夫編『信仰の証人イライザ・ウイン伝』日本基督教団金沢教会、二〇〇五、一五八頁)。大連教会に着任したウインは、早速、日疋をはじめ、佐野会輔、乾丑太郎、千村春次ら教会員と、今後の伝道計画について協議したが、この時に、益富も加わっている(前出、中沢編『日本の使徒トマス・ウイン伝』一一五頁、ただし、同書の記述には、メンバーの中に伝道者の三好務の名があるが、彼がウインの推挙によって大連教会に招聘されたのが、翌〇七年一月のことであるので、真偽は不明である。ちなみに、三好はその後、〇八年八月に渡米遊学し、帰国後、一三年に主任牧師として再び大連教会に赴任し、二七年九月には富士見町教会に転任している)。

(162) 前出、佐波亘編『植村正久と其の時代』第三卷、三二―三三頁。台湾民政長官時代の後藤の働き、及び満鉄の初代総

裁として就任するに至った経緯についての研究は少なくない。さしあたり、加藤聖文『満鉄全史―「国策会社」の全貌』(講談社、二〇〇六、二七―三二頁)、小林英夫『満洲の歴史』講談社現代新書、二〇〇八、三七一―四〇頁)が、あらしを辿っている。なお、後藤は、この翌〇八年七月に、西園寺内閣のあとを継いで成立した第二次桂内閣の通信大臣に就任し、満鉄総裁として着任後、一年八ヶ月で大連を去っている。

(163) 大連教会は、その後、漸次、信徒数も増えて手狭となったので、会場を伊勢町の大連商業学校の校舎(旧遼東新報社跡)に移したが、一九〇七年一月には、西通場に会堂を新築して、施設面においても独立することになった。この時、初代関東都監督の大島義昌の斡旋で、日本政府から、建築資金として三、〇〇〇円の下賜があり、敷地についても、二〇年間、大連民政署から無償で借り入れることになっている(前出、中沢編『日本の使徒トマス・ウイン伝』一一五―一六頁)。その間の交渉にあたっては、民政署長の関屋と教会員の佐野会輔の斡旋がなされており、さらに、陸軍倉庫からは整理物品の寄贈や陸軍用煉瓦工場の払い下げによる建築材料の便宜供与などの厚遇を受けるとともに、三井物産の箕輪三郎からも資金の調達がなされている。なお、同教会は、これ以降、通称で「西広場教会」とも呼ばれた。

(164) 当初、戦争遂行に必要な経費を、井口省吾少将は総額五億円と見積もって、そのうち国庫で負担できるのは一億五、〇〇〇万円程度であり、残りの三億五、〇〇〇万円は、同盟国のイギリスから外債を募集してまかなう旨の構想を抱いていたが、これに対して兎玉参謀次長は、八億円の戦費を予想していたという。しかし、実際の支出は、計約二〇億円という、予想をはるかに上回る金額となって、そのうち増税でまかなわれたのは二億一、二〇〇万円に過ぎず、戦費の七八%は、内外からの公債、特に英米市場を中心とする外債に依存するしかなかった。開戦の決定がなされるや、政府は、日銀副総裁の高橋是清を英米両国に派遣して、外債募集に奔走させている(古屋哲夫『日露戦争』中公新書、一九六六、八七―八八頁)。

(165) 山室信一『日露戦争の世紀―連鎖視点から見る日本と世界』(岩波新書、二〇〇五) 一三三頁。

(166) 『文部省訓令第二号』[明治三十七年二月十日、官報] (中山春昌編『新聞集成明治編年史』第二二巻、復刻版、本邦書籍、一九八二) 一八六頁。

(167) 末松、金子の広報活動の詳細については、松村正義氏が、以下の著作で詳述しているので、参照されたい。松村『ポーツマスへの旅―黄禍論とヨーロッパの末松謙澄』(原書房、一九八七)、同『日露戦争と金子堅太郎(増補改訂版)』(新有堂、一九八七)、同『日英同盟と黄禍論』(『国際関係研究(国際関係編)』第二〇巻第一号、日本大学国際関係研究所、一九九九・七)、同『黄禍論との闘い』(同『新版国際交流史―近代日本の広報文化外交と民間交流』) 地人館、

二〇〇二）、同『日露戦争一〇〇年―新しい発見を求めて』（成文社、二〇〇三）。

(168) 日本政府は、戦時外交の円滑化を図るために、末松、金子の両名を英米に派遣して、広報活動に当たらせたが、その一方で、対外的な世論を動かすのに、適当な外国人を用いる必要を感じていた。そこで桂太郎首相は、宣教師のウイリアム・インブリーに協力を要請し、これを受諾したインブリーは、井深とともに首相官邸を訪問して、前後二時間に及ぶ会見を行ない、その要約を「日本内閣総理大臣桂伯爵談話」と題してまとめている。その後、この文章は、桂自身の閲覧を経て、ロンドンの『スペクテイター』紙に発表され、これが欧米の有力な新聞雑誌に転載されることになった。こうした政府の意向に沿って、同年五月に大日本宗教家大会が開催されたのであったが、その宣言の内容は、当時の欧米の「黄禍論」に対する反論を含む、多分に国際的な宣伝を意図したものであって、インブリーも祝辞の中で、日本の立場を擁護する発言をしている。なお、インブリーの文章は、明治学院百年史委員会編『明治学院百年史資料集』第五集（一九七七）に、リプリント版の全文が収載されている（「桂伯との会見記」同書、三一―一頁）。また、この間の経緯の詳細については、中島耕二「日露戦争時の宗教問題と宣教師―桂首相と宣教師W・インブリーの関係を中心にして」（東北史学会編『歴史』第一〇六号、二〇〇六・四）を参照されたい。

(169) 小崎弘道によれば、当初、福音同盟会によって政府側に対して、戦地に慰問使を派遣することが請願されたが、受け入れられず、その代わりに青年会同盟が認可を受けることになったという（小崎『日本組合基督教会史（未定稿）』日本組合基督教会、一九二四、一五一―一五二頁）。日本政府は、この時、仏教側にも同様の許可を与えたが、仏教の軍隊慰問事業の方は、キリスト教と比べると、さほど芳しい成果は見られなかった。

(170) 平沢均治は、事業の便宜供与をめぐって、「特筆す可きは、本会の荷物運搬に関する諸会社の厚意也。新橋を経て神戸に至る官線鉄道は、凡て恤兵品と同様、無賃にて取扱はれ、大阪商船会社、及び日本郵船会社は無賃、若くは割引きを以て取扱はれつつある也」と、民間会社の協力について報告しており（前出、平澤『天幕事業』『人道』第一巻第三号、一九〇五・七・一五、九頁）。さらに、派遣された同盟のV・ヘルムをはじめとする、G・グリーン、C・ヒバートらの協力主事に対しては、日本人主事と区別して「名譽主事」の称号が与えられた。彼らの移動の際には、交通費をはじめ、支援助物資の運送費用は、軍当局によって、軍需品に準じて特別に免除、ないしは減免の待遇措置が取られた。

(171) ちなみに、同盟の軍隊慰勞事業には、「一の天幕に対して一ヶ年の費用実にか約四千元を過ぐ」といった経費が必要とされ、全体では年間約四万四、〇〇〇円の支出が見込まれていた。しかし、その資金の出所は、一九〇四年一月にパツファローで開催された大会で、北米YMCA同盟が、この事業を支援するために二万五、〇〇〇円の寄附金を送付してきたのを別

にすれば、大部分は国内の民間からの寄付によって捻出するしかなく、その明細の内訳は、三井家より二、五〇〇円、岩崎家から一、〇〇〇円、慈善音楽会の収益一、三〇〇円、米国篤志家からの寄付が総額で約七、〇〇〇円といった具合であった（前掲、平沢均治「天幕事業」同頁）、費用のほとんどを、さまざまな寄付金の募集で賄わねばならなかったのである。その意味でも、運営資金全体に占める割合からしても、やはり、皇室からの下賜金一万元は、破格のものであった。アメリカ公使館付であったR・S・ミラーなどは、財閥の三井、三菱などから相当額の寄付をとりつけるべく尽力したという。なお、同盟ばかりでなく、西本願寺派も、大連、遼陽、奉天の三ヶ所に慰問所を設けて、ほとんど同じ内容の軍隊慰問活動を展開し、この事業には、連枝の二名をはじめ、全体で八〇余名の布教師が派遣され、その費用は本山が負担していた。この出来事を、『東京日日新聞』は、次のように報じている。「今回、右の事実、上聞に達し、昨六日、両陛下より同会へ金一〇〇〇円御下賜の御沙汰あり、依て江原素六、米国公使館訳官ミラー両氏、宮内省に出頭して恩賜を拝受せし由。同事業は米国大統領、英国皇帝、其他欧州各国の君主にも賛同せらるる向き少なからず、曩には屢々我が皇室方よりも御下賜金等ありしといふ」（慰勞天幕へ恩賜）同紙、一九〇五・五・七。

(173) 皇室による岡山孤児院に対する下賜金の授与は、一九〇四年六月三日付でなされたのが最初であった。そして翌年四月からは、以降、一〇年間にわたって、毎年一、〇〇〇円の下賜金が定期的に付与されることになったが、請願運動の支援に当たっては、徳富蘇峰が華族や政界への仲介の労を取っている（田中真人「石井十次の皇室観・国家観」同志社大学人文科学研究所編『石井十次の研究』同朋舎、一九九九、三三―三三七頁）。

(174) 「時の休徴に鑑みよ」（『基督教世界』第一一三二号、一九〇五・五・一一）。

(175) 「皇室と基督教と」（『護教』第七二〇号一九〇五・五・一三）。

(176) 奈良常五郎氏は、同盟の軍隊慰問事業について、次のような記述をしている。主観的な釈明のそしりは免れないであろう。「キリスト者としてまず戦争防止のために日常的に努力することは当然のことである。しかし不幸にして交戦状態に入ってしまった場合、責任を他に転じて孤高を誇っていることは必ずしもキリスト者の態度ではない。YMCAのこのような緊急事業についてはいろいろな批評もあるが、政治的な利害を離れ、軍の目的から独立した人道主義的立場で、戦線に労苦する青年たちのために奉仕せざるを得ない気持ちに駆られて行われたことは充分に認められ、正しく評価されなければならない」（傍点引用者）（奈良『日本YMCA史』日本YMCA同盟出版部、一九五九、二二四頁）。

(177) 前出、菊池貞雄「日露戦争の頃」八八頁。また、井深は、この年の八月一八、九日の両日にポーツマスで、日本全権として、講和条約の締結に向けてロシア全権のウイットとの交渉に臨んでいた小村寿太郎と面会している（明治三十八年井深梶

之助英文外遊日記」前出、『井深梶之助とその時代』第三卷、一一六―一一七頁。

(178) 前出、大塚素「青年会と軍隊」〔人道〕第三号、一九〇七・三・二五）七頁。

(179) 「軍隊慰問事業と陸軍大臣」〔人道〕第一四号、一九〇六・六・一五）一七頁。

(180) 後年になって、自ら満州で軍隊慰問事業に従事した大阪青年会名誉主事のグリーンソンによって、事業実績に関する詳細な統計が紹介されている（『大阪青年』一九一八・三）。それによると、各慰問部に出入りした日本軍兵士は、延べ一、五六六、三七九名にのぼり、少なくとも全軍の四分の三は、何らかの形で青年会と関係を有したという（前出、『大阪YMCA一〇〇年史』九八―九九頁）。

(181) 「青年会の軍人娯楽所」〔人道〕第一六号、一九〇六・八・一五）一三頁。この軍人青年会の活動は、「東京市内に於いて近衛及師団の兵士を歓待することとし、兵士の外出日を以て会館内に音楽、講演、入浴娯楽及びシルコ寿司等の簡易の食事並に各種の設備を為し或は英語を教授する等種々の方法を以て兵士を歓迎することなし」といったものであった。一九〇九年以後は、この事業の主体は東京青年会に移されたが、その後、「陸軍の方針一変し、兵営内に於ける慰安の設備を完備し、従て外出を抑圧するの傾向となりしを以て、不得止其後数年ならずして軍人青年会の事業も中絶するの運命」となった。その理由として、「其筋に於ける命令にて兵士が基督教に接近することを禁ぜられたるなり」といった事情があったという（山本邦之助「基督教青年会事業に於ける大塚素君」〔人道〕第一八三号、一九二〇・九・一五、一八頁）。

(182) 前出『新編日本YMCA史』二七頁。

(183) 日本軍は、日露戦争において、中国遼東半島の戦略要地、及び旅順と大連を占領して、台湾や朝鮮におけるのと同じように軍政署による軍事統制を敷いたが、当時の『満洲軍政実施要領』には、「軍政署の本務」として、「その管内における軍務をつかさどり居住民の保護に任じ、わが軍隊および人民と清国官民との間にあり、交渉折衝の任にあたるものとす」と規定されている。しかしその一方で、「ただしわが利権を獲得すべき好機あらばこれを逸することなく、また軍事上の目的を達するに有益なるものはこれを断行するを要す（中略）およそ新領地の施政はややもすれば土民を無視し」（傍点引用者）と、中国民衆に対する軍事支配を正当化する文言が、露骨な形で記されている（山田豪一『滿鉄調査部栄光と挫折の四十年』日本経済新聞社、一九七七、二六頁）。

(184) 日本の満州における軍事支配は、当然のことながら、清国政府、及び欧米諸国からの反発と抗議を引き起こした。たとえば、一九〇七年一月から三月までの期間に、三〇〇数件の抗議電が日本政府に送りつけられたといい、事態の重大さに驚いた日本政府は、今後の対満政策を協議すべく、五月に「満洲問題協議会」を開催した。その席上、文治派の代表であった韓国

統監の伊藤博文は、軍政署廃止と早期撤兵を主張して、結局、これが支持され、その後の満州統治政策の基本方針となった。これが、「文装的武装論」を標榜する後藤新平の満鉄総裁の就任につながるのである（沈潔『満洲国』社会事業史』ミネルヴァ書房、一九九六、二〇―二二頁）。

(185) クリストイ『奉天三十年』下巻（矢内原忠雄訳、岩波新書、一九三八、特装版、一九八二）二六三―二六四頁。また、又吉盛清編『日露戦争百年―沖繩人と中国の戦場』（同時代社、二〇〇五）には、日露戦争以前の大連におけるロシア人植民者による残酷な統治や、戦時下の日本軍兵士の蛮行の実態が、当時の体験者の証言によって紹介されている。それによると、日本軍が遼東半島に上陸するや、大連一帯の漁場は戦場と化して、多くの漁民が殺害され、いたるところで殺人放火や強奪、強姦等の蛮行が繰り返されたという。戦争が終結すると日本人は、中国人を「征服した亡国奴」と見なして侮蔑し、占領地のすべてを「戦利品」扱いして、占有したり、破壊した（同書、二二七―二四〇頁）。日露戦争で中国民衆が被った被害と犠牲は、計り知れないものがあつたのである。

(186) 当時の満州における日本人の放蕩に対する中国人側の嫌悪や侮蔑をめぐって益富は、奉天での逸話として、「各料理店はいずれも日章旗を交叉した、軒頭に掲げて置くと、中国人はこれを見て、『アレは淫売の印』と冷笑していた」といった現実を紹介している（益富「国辱的の發展―満州に於ける日本醜業婦」『福岡日日新聞』一九〇七・一二・二七）。また、彼は後年になって、この頃の満州における日本人の移民の状況について、「其多数は博徒ゴロツキの輩で且つ婦人の殆んどは凡て醜業婦であつた。殊に後者の跋扈は甚しく至る処の開放区は瞬く間に彼等を以て満されたのである」として、日本人娼婦が中国人労働者を客にとることもしばしばあつたことをめぐって、「土着支那人迄が日本人婦人を見れば悉く醜業婦視し、聞くも浅ましき卑猥の言を放ちて憚らず、戦勝者たる日本人は尊敬さるゝ、は愚か、却つて土人より軽蔑嘲笑せらるゝの事実を見ては実に憤慨に堪へなかつた」と振り返っている（益富「青島陥落、青樓建設」『廓清』第四卷第一二号、一九一四・二二・一五、一頁）。

(187) 湯原健一「極東アジアの日本人移民と娼婦」（『愛知論叢』第七九号、二〇〇五）二二一頁。

(188) ちなみに、逢坂町遊廓の設営に当たっては、大連民政署長の関屋が主導的な役割を演じている。

(189) ここで、日露戦争後の満州における日本の占領地統治政策の概略を述べておくと、よく知られるように、一九〇五年一月二二日に締結された「満州ニ関スル日清講和条約」（北京条約）によって、日本は、ロシアが占領していた樺太の南半分が譲渡されるとともに、長春以南の東清鉄道南部支線、及び大連、旅順を含む遼東半島の租借地を獲得して、それらの地域を「関東州」と命名したが、翌〇六年六月から、関東州における軍政の領事館への引継ぎが進められることとなり、

同月一日には、奉天に日本領事館が開設された。その後、昌図、鉄嶺、遼東、新民屯、安東県の各軍政署、及び軍務署が相次いで撤廃され、最後まで残った營口も二月六日には軍政署を廃止し、こうして、それまで続いていた満州における占領地の軍政は、ひとまず終わることになったが、これは、日本による軍政中心の占領政策に対する欧米列国、ならびに清国の批判をかわすためであった。これに先だつて、九月一日に日本政府は、勅令（第一九六号）をもって、それまでの関東総督府を改めて、新たに関東都督府を旅順に設置したが、その最高責任者であった関東都督には、現役の陸軍大将、または中将が就任することとされ、当時の国家公務員としては最高の親任官である都督は、天皇の名代として、関東州の行政、ならびに軍事を統括することになったのである。この都督府には、官房の他に陸軍部と民政部の二部が新設され、民政部は、軍事行政を除いた一切の行政を管轄することとなり、実際の執務は、大連、旅順、金州の各行政区に設置された直轄機関の民政署が行なうことになった。こうして満州は、それまでの軍政中心の統治形態から、次第に民政に比重を置いた平時組織の統治形態へと移ってゆき、管掌に関しては、外務大臣の監督を受けることになるのであった。しかし、軍事面については陸軍部が管轄し、それまでと同じく、陸軍大臣、及び参謀総長の監督下に置かれていたので、機構上も、また人的側面においても、総督府の軍事的性格を踏襲することになり、その結果、占領統治の施政方針をめぐって、軍部の発言力が強かつた都督府と外務省、及び領事館との間に、対立や摩擦が生じることは避けられなかつた。しかし、戦後の植民地経営を円滑に進めたいとする外務省側の意向を反映する民政署としては、占領地内を跋扈する売春業者や、増え続ける日本人娼婦の問題は、もはや放置することはできない状態に置かれていたのである。

(19)

時期的には下るが、一九一〇年七月一八日付の『福岡日日新聞』は、この年の一月から六月末までの半年間に、大連に入りました日本人をめぐって、次のように報じている。「渡来人員男六千八百十八人女三千七百二十七人計一万五百四十五人婦還人員男三千七百十六人女千七百二十三人計五千四百三十九人差引五千六百六人の輸入超過を示して居申候、これ等は多くは失業者の渡来にて喜ばしき輸入超過の現象に御座候（中略）往年と異り祝すべきは二三年前前ならば渡来者の男女数は男五に對し女一中にも醜業婦其の多数を占め申候処満州の秩序次第に定まり候結果妻子家族の渡来繁多と成り真正なる植民地と進化せんとする過渡期の現象を著はし渡来者の男女相平均するに至れるは実に皇國の爲めに注目すべき祝すべき値あることと存候」（傍点引用者、長鉄生「満洲特信」七月十四日大連発）同紙。しかし、「からゆき」の実数は、むしろ増え続けていたのである。

(18)

国辱論の急先鋒であつた婦人矯風会は、満州における「からゆき」の急増をめぐって、「由来醜業婦は日本の名物と称せられ、（中略）醜業婦と云へば直に日本帝國を聯想せしめ、日本の國は先づ彼等醜業婦によりて世界各国の前に紹介せられ、

また代表せらるゝ、有様にて、之がために我等日本婦人の面目を汚すは勿論、日本の国威を損すること如何ばかりか分らない」と非難して、「今は又列国視線の集注せる新領土に於て彼等の跋扈を逞ふ」していることは、「誠に痛哭すべきこと」と嘆じている。そして、「列国環視の中に満州を経営せんとしつゝ、ある時に、早くも醜業婦は満州に跋扈するに至り今迄幾度重ね来りし我国の耻辱を、更にまた満州に曝さねばなりません」と訴え、「帝国の国威を擁護するは今の時」、「我婦人の面目を維持するのは今日」として、「この忌むべき風を一掃したいもの」と主張している（前出、「満州婦人救済会」『婦人新報』第一〇九号、一九〇六・五・二五、三二六頁）。

(192) 田中惣一は、当初、逢坂町遊廓に計八軒の妓楼を建造し、その後、翌〇七年二月には計一五軒にまで増加したが、それでも、その規模は小さいもので、娼妓一五三名、芸妓三七名の計一九〇名といった様相であり（前出、「大連の遊廓（一）」『満州日報』一九〇七・二・二七）、同遊廓への集中度はそれほど高いものではなかった。しかし、この段階においても大連市内には「私娼窟」が多く残っており、一九〇七年二月に大連民政署は、公娼制度を実効化すべく、市内盤城町西通一帯の料理店を、すべて強制的に移転させ、それにあわせて同月末には、それまで散在していた「私娼窟」を根絶したのである。かくして「密売婦」の存在は、大連から姿を消すことになったが、その一方で、一九〇六年一月一六日には、主に中国人を対象として、小崗子が遊廓として指定され（関東州民政署告示第六号）、一九一一年末までには、それまで市街地に散在していた妓楼は、逢坂町と小崗子の両遊廓地に全て移転することとなった。

(193) 「大連基督教慈善病院（五）」（『満州日日新聞』一九〇七・一・二七）。なお、基督教慈善病院は、その後、一九〇七年一〇月に市内伏見台に移転されたが、その時点においても、患者の収容力は二〇名内外の小規模なものであった。さらに同病院は、一〇年一月に「大連慈愛病院」と改称されたが（前出、井上編『大連市史』七五一頁）、この病院でも専務理事として経営に当たった柴田博陽は、関東都督府囑託に委嘱されるとともに、日本政府から藍綬褒章が授与されている。なお、大連慈愛病院は、以降、経営規模を拡大して、三〇年七月に「財団法人大連聖愛病院」と改称された。

(194) この金額は、戦争中の臨時軍事費を指しているが、これに各省庁の支出による臨時事件費二億三、九七〇万円その他を含めれば、合計で約一九億八、六二二万円にもほり（小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊国屋書店、二〇〇四、二五七頁）、戦争終結の翌〇六年度の国家予算（約四億六、四二七万円）の四倍強のものであり、これをもってしても、戦争直後の日本政府の財政状況が、極めて悪化していたことが窺われる。さらに、外債の償還がこれに拍車をかけ、政府は、多額の戦費を国内でまかなうことができずに、戦争中、四回にわたって、総額で八億二、〇〇〇万円の債券を欧米で募集したが、このうち第一回と第二回の募集で集められた外債の償還期限は二年であり、元本合わせて五億円

余を支払わなければならなかった。なお、日露戦争における公債発行とロンドン、及びニューヨーク金融市場をめぐっては、鈴木俊夫「日露戦時公債発行とロンドン金融市場」（日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』成文社、二〇〇五、所収）が検討している。

(195) 特に、東京の失業者の数は増加の一途をたどり、七万八、〇〇〇余名にも及び、一日に四〇〇名の失業者が増えた計算であった。また、東京の玄関口であった上野駅に降りる乗客の、平均で一〇人のうち七人は、東北三県の窮民が求職のために上

京したものであったという（大濱徹也『庶民のみた日清・日露戦争―帝国への歩み』刀水書房、二〇〇三、二二八―二二九頁）。

(196) 大濱徹也『天皇の軍隊』（教育社、一九七八）一四三―一五四頁。召集された兵士の中には、妻に先立たれたため、残し

てゆく子供の「扶助」を村役場に願い出たものの、断られ、結局、我児を殺害して応召した事例や、出稼ぎに北海道に赴いていた夫婦が、夫が召集されたため、妻は仕方なく家財衣類を売り払って帰郷したが、ついに路銀がなくなつて「乞食」になつた例など、痛ましいエピソードは少なくない（井口和起『日露戦争の時代』吉川弘文館、一九八九、一三八―一四二頁）。

(197) 戦時下の一九〇五年に東北地方を襲つた凶作の被害は激甚なものであった。平年作の一分から二割の収穫しかなく、その

ために、三〇〇万の東北農民のうち一〇〇万人が飢餓に瀕していたと言われる。翌〇六年二月の第二回帝国議会の「衆

議院東北三県凶作地窮民救恤ニ関スル建議案委員会」で、宮城県選出の藤沢幾之輔は、「今日最早一等国ノ地位ニ進ンダ」我国に、無数の餓死者が出るといった惨状は、国家の体面上、避けなければならないと、政府の政治責任を追及し

て、その際に議会に提出された岩手・宮城・福島を中心とする農民による田租免除、国庫救助金下附請願署名の総数は、六万四〇五三名にも及んでいる。しかし、これに対して答弁に立った内務次官の床次竹次郎は、救済方法の第一は「自活ノ法」であると述べ、内相の原敬も、「窮民ノ状況、国庫ノ事情ヲ相照シテ、出来ルダケノ途ヲ講究スルト政府ハ申上ゲルヨリ外ニ仕方ガナイ」と、具体的な救済策を示すことができなかった（三木民夫『社会問題の登場―日清・日露戦争と

「娼娼問題」鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗』第二巻、日本評論社、一九八二、一四九―一五一頁）。

(198) この時期における日本の売娼問題の社会的背景をめぐって、三木民夫氏は、「遊廓や娼妓の存在は、日本の資本主義の形成、

発展過程で常に犠牲にされてきた農村の貧窮状況と結びついており、その数的変遷は社会の動向をそのままに反映していた」として、次のように述べている。「日清戦争前まで漸増していた娼妓数は日清戦争後に一万人も増え、一八八九年に

五万二〇〇〇人台に達し、その年の娼娼運動（自由娼業）の盛りあがりで一万人程減少するが、再び日露戦後漸増しだし、その後五万人前後を維持している。こうした膨大な娼妓の存在は女性の置かれていた社会的地位の象徴であり、その背後には無数の社会問題が雑居していた」（前掲、三木『社会問題の登場―日清・日露戦争と娼娼問題』一六〇頁）。

(19)

その際に日本政府が採った方針は、いわゆる「満州移民集中論」と呼ばれるものであった。これは、一九〇九年二月の第二回帝國議会議院において、小村寿太郎外相が行なった外交方針演説の中で、「日露戦役ノ結果、帝國ノ地位一変シ、其経営ヲ行フベキ地域ノ拡大ヲ見ルニ至リマシタルヲ以テ、我民族ガ濫リニ遠隔ノ外国領地ニ散布スルコトヲ避ケ、成ルベク之ヲ此ノ方面ニ集中シ、其結合一致ノ力ニ行ウコトニ至リマシタルコト」が強調され、従前の移民政策を、朝鮮、満州に集中させるものへと転換しようとするものであった。その背景には、一九〇七年に、それまで日本人移民の受け入れの中心的地域であった北米大陸において、「ハワイ転航禁止令」や「日米紳士協定」、「ルミュー協約」等が相次いで制定されたことよって、労働を目的とした移民の受け入れが、著しく制限されたことがあったという（小野一郎「日本帝國主義と移民論―日露戦争の移民論」小野他編『世界経済と帝國主義』有斐閣、一九七三、三二四―三二五頁）。

(20)

倉橋正直「娘子軍考―近代日本の『海外醜業婦』問題」〔季刊中国〕第五号、一九八六、六〇―三三頁。日露戦争後の満州における公娼制度の確立過程をめぐっては、藤永壯「日露戦争と日本による『満州』への公娼制度移植」（桂川光正他編『快樂と規制―近代における娼業の行方』大阪産業大学産業研究所、一九九八）を参照されたい。

(21)

山室「社会廓清論」（警醒社書店、一九一四、中公文庫版、一九七七）二五二頁。

(202)

同盟による軍隊慰問活動は、時には軍事行動の前線近くまで巡回することがあったが、平沢均治は、その様子を次のように報告している。「(前略) 主事河澄明敏氏遼陽以北に巡回せし時、多くの兵士に向つて慰問の言葉を述べ、死生に處する道を説きて人道の爲めに戦かふの如何に光荣なるかを演ぶるや、一同深く感奮し、互に今日は近來の快心事なりきとて、非常に喜び合へりと云ふ。要するに此の事業は戦線に近づくに従つて効果著しきものがあるが如し。左れば軍隊の差し支へになき限りに於て益々北部に進まんことを期せり」(前出、平沢「天幕事業」『人道』第一卷第三号、一九〇五・七・一五、九頁)。

(203)

この点をめぐって沈潔氏は、次のように指摘している。「日本人のキリスト教徒は、満洲地方で最も早いうちに日本人による社会事業を切り開いた先駆者であった。創立者本人たちが社会事業を切り開いた当初の動機は比較的単純なもので、自発的にクリスチャンとしての博愛精神に基づいた場合が多かったが、その事業自身は間接的あるいは直接的に、日本帝國主義の植民地支配体制の確立と軍事侵略に奉仕したものになつてしまふ場合も多かった。例えば、(中略) 日本基督教青年会の活動は、まさに日本とロシア間の帝國主義戦争の勃発と同時に展開し、また直接侵略戦争に加担した面もあった。後期になると、社会事業自身でさえ、植民地秩序を固める直接的な道具として改造され、超越的な立場はほとんどなくなつてしまつた。(中略) この面において、満洲にある欧米諸国の各社会事業とは区別される。そのため、クリスチャン個人としては、日本の伝道師でも欧米の伝道師でも宗教信仰や人道精神で基準が一致しているところが多いかもしれないが、

彼らが満洲地方で従事した社会事業の性格や社会効果は、結局のところかなり異なっていた」（傍点引用者、前出、沈『満洲国』社会事業史』一六八頁）。

(204) 益富「故愛妹田村夏子」（『婦人新報』第二二二号、一九〇七・六・二五）一二頁。

(205) (206) (207) 前出、益富「此罹災者を救へ」（『廓清』第一卷第一号）三三―三三三、三五頁。

(208) この演説の全文は、『廓清叢書第二卷』として、この年の一月に廓清会本部より『益富政助述・此罹災者を救へ』と題されて刊行されている。

(209) 益富「大連の二つの社会事業の起源」（『満洲社会事業研究会編』『社会研究』第四卷第二号、一九二五・一〇）四四頁。

(210) 前掲、益富「此罹災者を救へ」三〇―三三一頁。

(211) 東京基督教青年会に勤務することとなった益富は、飯田町駅長の鈴木才次郎の懇請で、同駅構内で精神講話をすることになった。これが発展して、鉄道青年会の創立につながるのであるが、集会では、戊申詔書の講義をしていたという（前出、益富『私の歩んできた道』二四頁）。

(212) この下賜金を基礎に、これに各界からの寄付金を加えて、この年の五月三〇日に恩賜財団済世会が設立されたが、寄付金のうち国民からの募集については、桂首相と平田内相の連名で各地方長官に依頼書が発せられ、翌一二年までに二、五八二万円という巨額の寄付が徴集された。済世会の初代総裁には伏見宮貞愛親王が就き、会長には桂太郎、副会長には平田が就任し、以後、感化救済事業における天皇、及び皇室の恩恵は、この済世会を中心に展開されることとなって、各種の感化救済事業の振興と奨励を目的とする下賜金や賑恤などによって、民間の救済事業は、天皇制イデオロギーの普及と浸透のために、最大限に利用されることとなった。

(213) 前掲、益富「此罹災者を救へ」三二頁。

(214) 前出、益富「此罹災者を救へ（下）」四四頁。

(215) 大隈「公娼廃止論」（『廓清』第一卷第一号、一九一・七・八）一四―一五頁。

(216) 益富「御大典と芸妓問題」（『廓清』第五卷第九二〇号、一九一五・一〇・一）一三一―一四頁。

(217) 前出、益富「私の歩んできた道」五二―五三頁、及び『東京キリスト教青年会百年史』「年表」五四九頁。さらに日正は、翌一八年八月に行なわれた同盟のシベリア派遣軍慰問事業においても（委員長は江原素六）、顧問として協力している（前出、石井傳一『偉人日正信亮』一一六―一二〇頁）。また、彼の満洲伝道会（一九三七年末に東亜伝道会と改称される）に結実された。この時、それは、一九三三年六月に結成された満洲伝道会（一九三七年末に東亜伝道会と改称される）に結実された。この時、そ

れまで伝道の対象が満州に居留する日本人であったものが、「満州国において満州人に対する基督教の伝道を目的とす」(同会「規約第一」とされ、活動の範囲は中国全土に及んだ。この満州伝道会は、委員長になった日疋をはじめ、富士見町教会牧師の三好務が顧問に就き、山本忠興、松山常次郎、内ヶ崎作三郎らが委員として名を連ね、本部事務所は富士見町教会に置かれている(『富士見町教会八十年史』日本基督教団富士見町教会、一九七八、六七頁)。同会の活動の実際については、韓哲曦「満州伝道会の成立と展開」(『基督教研究』第五七卷第二号、一九九六・三)が論じている。

(218) 同潤啓成社は、一九二四年五月に、関東大震災の罹災者のための住宅供給事業を推進する目的で内務省によって設立された同潤会によって、同年七月に、新たに設立された職業訓練機関である。こちらは、同じく関東大震災の被災に遭って職を失ったり、生活が困窮した人たちの自立支援を目的にしたものであって、洋裁その他の職業講習、及び義肢の研究製作事業を推進している。益富が、どのような経緯でこれに関係するようになったかは不明であるが、各地での鉄道青年会による授産事業の実績が注目されたのであろう。

(219) 飯沼二郎・韓哲曦『日本帝国主義下の朝鮮伝道』(日本基督教団出版局、一九八五) 一六二―一六五頁。

(筆者後記)

以上をもって、未稿は一応の完結となる。これまで、長期にわたる連載を快諾してくださった本誌編集委員会の各位に對して感謝したい。なお、この論文は、当初、二〇〇七年四月に逝去された田中真人先生を追悼する目的で準備されたものであったが、翌二〇〇八年三月に、筆者の恩師である土肥昭夫先生も、田中先生の後を追うかのように、突然に他界された。よって本研究は、結果的に、筆者の両先生への追悼論文の形になってしまった。お二人の先生から筆者が受けた学恩は計り知れず、厳密な実証性に裏打ちされた検証の姿勢や、人間の歴史と真向かう鋭利な批判精神は、これからも、筆者の学問的な道標となるであらう。ここに、改めて両先生のご冥福を祈るとともに、深甚の謝意を表わす次第である。ありがとうございました。そして、本当にお疲れさまでした。